

公明党

# せのう 孝夫 市政報告 No. 39



## 声を かたち に 夢を くらしに

2021年が開幕しました。本年も、平穏な1年となることを願っていますが、昨年末より、新型コロナウイルス第三波の爆発的な感染拡大が日本中を震撼させています。国内外を問わず人の交流が制限され、先行きが読めない状況に経済や文化活動等、国全体で低迷しています。

今年、国内の大型イベントとしては、延期され5年目となるオリンピック・パラリンピックが予定されていますが、無事開催できますことを強く祈ります。また、国、地方の未来を託す重要な衆院選と、大都市地方選挙も控えています。政治は、国と地方の違いはあるものの、庶民の暮らしをより豊かにするための方策を考えることを使命と心得ます。民衆が求める政策をしっかりと進めていただきたいところですが、現状はコロナ関係の対策に専念せざるを得ない状況ではないでしょうか。医療従事者のご苦勞、ご負担も極まっています。先ずは春までに、お一人お一人の責任ある行動で感染拡大を収束させ、社会的にも個人的にも健康を取り戻し、蘇生した姿で、本来あるべき経済活動や大衆のための政治が動き出すことを心より願っています。

## 12月議会通告質問 【詳しくは議事録・ホームページを参照】

### 1. 窓口業務の円滑化及び利便性の向上

本市は、妊娠期から子育て期までを切れ目なく相談できる子育て支援センターをコミュニティセンター内に開設しました。各種関係機関が横断的に連携するため、利用者は1か所での相談で対応が可能となり、時間や労力の節約に繋がる画期的な窓口改革です。この様なワンストップ型窓口の導入は利用者だけでなく、職員の業務軽減に繋がる取り組みも多いことから、他の分野での導入について、見解を質しました。

#### ①. ICTの活用で行政手続きの効率化

AIやICT情報通信技術を活用して、書類を書かないで申請できる窓口を創設している自治体があります。本市での導入について伺いました。

#### ②. 書類の押印改革(脱ハンコ)

行政改革の一環として、脱ハンコへの本市の取り組みを質問しました。

#### ③. 新型コロナの影響を受けた経営者への対応窓口

経営に打撃を受けられた事業者に対する窓口の設置及び相談体制を質問しました。

#### ④. 相談体制を強化した窓口

利用者のニーズが多様化する中、ワンストップとして強化した窓口・分野などを伺いました。

答弁：

① 先進事例や国のデジタル庁の動向を見極めながら、まずはデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及に努めていきます。

② 脱ハンコに係る対象書類等の洗い出しを進め、国における押印廃止マニュアルを参考にしながら慎重に検討を進めていきます。

③ 2月に雇用商工課に窓口を開設しました。3月には、影響を受けている事業者を支援するため、金融機関等対策会議を開催。支援金申請方法の相談など中小企業融資事業468件・23億円の融資額、中小企業等事業所家賃支援助成金293件・2,930万円、セーフティーネット4号等175件の申請を受け付けています。今後も金融機関、経済団体等と情報の共有を図りながら、事業者に分かり易い相談窓口の対応に努めていきます。

④ 高齢者福祉課が中心となり、社会福祉協議会、地域包括支援センター、市ケアマネージャー連絡協議会、市ヘルパー事業所連絡協議会、市通所事務所連絡協議会、市リハビリテーションネットワークなど、複合的な課題を解決するための総合相談窓口の実現に取り組んできました。

## 2. 結婚新生活支援事業を推進せよ!!

本事業は、地域少子化対策重点推進交付金を活用し、新婚生活における住宅の取得、家賃、引っ越し費用など、経済的負担を軽減するためのもの。結婚に係る諸費用を支援し、少子化を克服することが目的であり、市として結婚新生活支援事業を導入すべきではないかと質しました。

### 答弁：

千葉県がモデル事業を実施することで、市単独では2分の1負担のところ、3分の1負担に軽減されるが、県は現在検討段階である。本事業は人口減少や若者の移住・定住の促進にもつながるため、市単独での事業実施についても検討していきます。

## 3. 市営住宅の入居条件・連帯保証人の規定廃止(約2割の自治体が撤廃)を!!

市営住宅入居の際には連帯保証人1名が必要条件となっているが、それを撤廃しては如何。

### 答弁：

連帯保証人は、家賃滞納等の債務履行や、住居者に変わる退去手続きの代行、滞納解消への協力など住宅運営上、重要な役割を持つ。一方、保証人の確保が困難な場合は条例で免除する規定を設けています。従って、現行条例により運用していきたいと考えています。

### 解説：

近年、高齢・単身化が進み、保証人を依頼できない方もおられ、国土交通省では各自治体に対して保証人の規定を外すよう通達を出しました。但し、その判断は自治体に委ねられております。

公営住宅は社会福祉の側面もあり、民間で借りることが難しい方の受け皿となることも求められます。「市営住宅の設置及び管理条例」には保証人を免除する規定はありますが、問題点として多くの市民が知らないことで入居申請自体をしない可能性や免除される条件が曖昧な点、並びに免除する規定があるなら、混乱を避けるために最初から規定を外すという考え方等があります。

市として、規定を設ける意義について、また規定を外す効果について、しっかりと検討することを訴えました。

## 新型コロナ関係についての相談

### ●発熱相談センター

0570-200-613 感染が疑わしい、かかりつけ医がない場合の相談など

### ●新型コロナ経済対策コールセンター

0470-29-7116 経営上の諸問題、保証、助成制度、経済的な相談など

## 改選後の議会改革

2000年以降、地方のことは地方に住む自分たちで決めようとする地方自治という発想が地方議会でも定着し始め、全国の多くの市町村議会で議会基本条例を制定する動きが活発になりました。基本条例の目的は、従来の執行部に対する議決案件に加え、これまで議員の個人活動によるところが多かった住民の声を議会で議論し合い、必要に応じて政策化・制度化していけないかといった、議会が機関として、住民に開かれた存在としての活動を積極的に進めていこうとするものです。

館山市議会では7年前、議会改革特別委員会を設置し、市議会政治倫理条例も制定するなど、継続的に議会改革へ向けた諸案件を検討してまいりました。そこから年1回の議会報告会、定例会終了後の正副議長記者会見、議員間自由討議の実施等も行ってきました。これらは全国的にも画期的・先進的な取り組みであり、本市への視察を希望する議会も複数ありました。

しかし3年前、基本条例や倫理条例が制定されたことで当初の目的が達せられたとする意見多数により、特別委員会は解散を決定しました。議会改革は日常活動の活性化を目的としています。従って、基本条例等が制定されたから議会改革特別委員会は一旦区切りをつけるとか、特別委員会を解散すると言った性格のものではないと理解します。

また、議会改革特別委員会が存在しない改選後の新人議員においては、館山市議会として学ぶ場を提供できないことから議会改革に資する各種運動論への精神的裏付けが乏しい場合も考えられると思います。今後は、議会としてSNSを活用した迅速な情報共有ができる仕組みづくりや、経済界や観光業など各界代表と議会、または常任委員会として政策懇談会を実施し、政策提言に結び付けるなど、議会改革に繋がる取り組みを進めていければと考えており、やるべきことは沢山あります。それらを実現するためには、議会改革の重要性と精神性を共有する議員が増えていくことが必須の条件であり、そこに向けた努力もしていきたいと考えます。

今期改選後の2年間を振り返り、一昨年の台風災害と、その翌年から続く新型コロナの影響で議会活動の制限等を余儀なくされたことは確かですが、それらを踏まえても、議会改革に即した取り組みができていたとは言い難いのが実情ではなかったかと反省しております。それらを鑑み、本年は議会改革の推進に資する活動を展開してまいりたい決意です。

請願8号

『別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備と支援を求める請願（案）並びに別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備等に関する意見書』に対する見解

表題に対する私の見解は、実効性のある面会交流への道が開ける法整備についての重要性は十分認識します。国内での離婚件数をみると、一日に570組、未成年の子供がいる家庭は全離婚数に対して半数以上の年間11万8千組です。

それら全てで丁寧に、双方納得した形で離婚調停が行われていればと思います。現実には困難な問題かもしれませんが、この状況改善は必要です。その理由として離婚後、子供との交流ができていない面会不履行は4割を超えているからです。

あくまで一般論ですが、そもそも協議離婚が健全に行われていれば、後述しますが、子供との面会や養育費の取り決め等も、約束事としてきちんと交わされていたものと考えます。

しかし正規な手続きを経た裁判制度にも、少なからず問題点があると考えます。日本の離婚調停をドライに表現すれば、相手の非を証明することで離婚が成立するわけですから、皮相的には相手を認めない立場でエネルギーを費やし、子供の人権に関する取り決めは重要視されていない構図があるように、個人的には見えます。実際に、面会や養育費の取り決めなしで離婚届けは受理される

点にも不備を感じます。そこから飛躍すると、家庭裁判所での離婚調停の捉え方次第では、非のある人に子供を会わせる気分が、その過程で薄れる懸念があります。

離婚を目的とせず、離婚後の親権や子供の権利を中心に据えた内容に改善されればと思います。

意見書案(1)で、「特段の事由がない場合」とあります。「事由がある」と考えられる事例として、夫のDVや虐待、経済観念の乏しさによる生活苦などが挙げられますが、それらに対して話し合いや説得も困難で、また、改善も見込めないと判断し、それらからの逃避行動であるとするならば、妻の行為を非難はできないと理解します。

または、夫からすると、妻が話し合いもせずに突然子供を連れ去ってしまったと感じる場合もあるかもしれません。いずれにしても話し合いを持つことができない「何か」があったとすれば、実はその「何か」が問題なのではないでしょうか。

その判断や解釈については双方の立場の違いに加え、主観的な主張である場合も考えられますので、第三者の視点から個別的に「特段の事由の有無」についても見ていく必要があると感じます。

親子の交流・面会を阻む要因はいくつか考えられますが、「DV」があったか、なかったか。「子供が会いたくないと言っている」その気持ちが真実か、言わされているか。「子供と暮らす親」が会わせようとしない場合の合理性(気分的なものか、明確な理由があるのか)の有無。「会うことで生じる不利益」、会わせるべきではないと判断する是非について等。これらをクリアにする必要がありますが、言い分や受け止め方には、個々の人間性や感覚にもかかわる話で、普遍妥当性のある結論を導き出すには困難が予想されます。

一緒に暮らす親の立場、子供に会いたい親の立場、年齢によっても微妙に変化する子供の立場をエゴにとらわれることなく尊重していける仕組みが求められます。

交流ができていない経緯については個々に問題が異なる家族間の案件であると理解しており、それぞれの課題を個別に検証し、その改善に向け対応し得る機関を充実させていくことが優先されるべきではないかと考えます。

親の事情で離婚を先行して、愛する我が子との面会や養育費などの取り決めに後回しにするというのは、親として子供の最善の利益に反する行為であり、その後の子供にかかわる調停をも難しくさせていると感じます。しかし、上述したように協議できない状況であったとしたら、問題の解決は「協議できる環境」に、施策の光を当てていくことだと考えます。

意見書案(2)には、「児童の貧困防止」に触れられておりますが、奥さんが子供の連れ去り別居の後、母子での生活が困窮した場合、夫の立場からすると協議せずに去り、面会をも拒否されている現状であったとしたなら、子供の養育費を負担する気になれないのも人情ではないでしょうか。

但し、いかなる事情であったとしても、父親として子供を愛し心配する気持ちに誠実であるならば、養育費を送ることに迷いはないものと思います。

また国としても、離婚統計からひとり親になるケースは多くありますので、子供の貧困を支援する法整備・社会保障制度については、児童扶養手当やひとり親家庭医療費の助成、自立支援給付金、

保育所保育料の減免など、セーフティーネットとしての施策はある程度充実しつつあると認識しますが、少子化問題も含めてさらなる子育て支援も求められます。

意見書案(4)には「子供の養育費の義務化」等も訴えられております。一般通念として、親は子供の養育費に責任を持つべきであり、親の果たす責務であると認識する社会の創出、離婚後も理由を問わず、協働して養育するという感覚を国民レベルで養いたいと思います。

問題は、養育費を支払っているにもかかわらず、面会交流ができていないケースがあります。ここをどう捉えるかは重要でしょう。

法整備によって、養育費の支払い義務や面会等が叶う状況が増えることは期待できると考えます。親子が断絶する悲しい状況を回避するための法整備ですが、一方で別れた相手と会いたくないとの理由から、法の成立に反対を主張するグループの存在も意識しなければなりません。

それだけ深く複雑な問題である証左とも言え、個人的には個別的案件として臨むべき性格のものとして捉えており、そこに力点を置いた対策が必要ではないかという見解を持っています。

面会交流は両親と子供が関係する、当事者にとってセンシティブ(censitive/敏感、傷つきやすい)な問題があり、また相談に乗る第三者も含めてセンシブル(sensible/分別ある、気の利いた)な対応が求められると感じています。

文教民生委員会質疑では、市に対し、「親子の断絶に至る前の、離婚等について悩める方に対する相談窓口の設置など、市として対策が必要ではないか」との提案をさせていただきました。また、12月議会の一般質問では窓口業務の利便性と効率化を取り上げましたが、市民ニーズの多様化に対応し得る、こういった相談窓口体制の充実が求められてくるだろうと感じています。

希望する施策としては裁判以外の、より敷居が低く、経費も心配しないで気軽に相談できる県や市などの公共機関が包括的に関わる仕組みであるとか、更には公平・公正な見解・判断を示し、当事者間の理解に繋がるような制度の在り方などを検討すべきではないかと思っています。

実は、市の子ども課や社会福祉課、市民相談室等では相談窓口として機能しており、内容に応じて相応しい担当につなぐなどの配慮もあります。ただ、実際の利用件数はとても少なく、周知されていないのか事例が少ないのかは分かりませんが、悩み始めた時点で、離婚や連れ去り等を決断する前の段階で、これら公的機関を活用されることを望むものです。もし、実際に利用されて、機能が不十分であると感じられた場合はお知らせいただき、相談体制強化に向け、しっかり取り組んでいきたいと考えます。

健全な話し合いの場を持つことが重要で、そこが機能すれば、親子の断絶という家族間の過去を修復・清算し、将来にわたって心の通う交流も、多くの家族で可能になるものと期待もします。

この案件を総括すると、社会的課題も見えてきたように思います。夫婦間の悩みに対する自治体での相談体制の強化や家庭裁判所での離婚調停の在り方、更なる子育て支援制度の拡充、面会交流や養育費の義務等に関する基本的考え方など、これから国民的議論の醸成と理解に向け、取り組むべきことは多くあると感じました。

親子の交流促進への法整備について必要性は強く感じています。ただし、個人的には、きわめて複雑かつ多岐にわたる問題点が提示されており、個別対応を講じることなく、一律、上から法での網掛けによる制度化は、本質的な解決策とはなりえない、又はすぐわないとも考えます。

現在、国会超党派の議員で協議を進めておられる案件でもあり、国の動向を注視しつつ、かつ、上述したより良い制度を期待しつつ、法整備等における判断を委ねたいと思います。

よって、請願の採択並びに意見書の提出には、慎重であるべき立場を表明しました。